

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																											
<p style="text-align: center;">(A面) 日本国税關 税關様式第5300号</p> <p>携帯品・別送品申告書</p> <p>下記及び裏面の事項について記入し、税關職員へ提出してください。 家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">搭乗機(船)名</td> <td style="width: 50%;">出発地</td> </tr> <tr> <td>入国日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">フリガナ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現住所(日本での滞在先)電話 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">職業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">生年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">パスポート番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">同行家族 20歳以上 名 6歳以上20歳未満 名 6歳未満 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※ 以下の質問について、該当する□に「<input checked="" type="checkbox"/>」でチェックしてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ① 麻薬、覚醒、爆発物等の日本への持込みが禁止又は制限されているもの (B面1. 及び2. を参照) <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 金地金又は金銀品 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ 免税範囲(面3. を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ 商業貨物・商品サンプル <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤ 他人から預かったもの <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">*上記のいずれかで「いいえ」を選択した方は、B面に入国情に持帶して持ち込むものを記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか? <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の持帶輸出・輸入申告書」を提出してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3. 別送品 入国情に持帶せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか? <input type="checkbox"/> はい () <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*「はい」を選択した方は、入国情に持帶して持ち込むものをB面に記入したこの申告書を2枚、税關に提出して、税關の確認を受けてください。(入国情後6か月以内に輸入するものに限る。) 確認を受けた申告書は、別送品を運搬する際に必要となります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>【注意事項】 海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税關に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されることがあります。</p> <p>この申告書に記載したとおりである旨申告します。</p> <p>署名</p> <p>日本に入国情(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税關に提出していただく必要があります。</p> </td> </tr> </table>	搭乗機(船)名	出発地	入国日	年 月 日	フリガナ		氏名		現住所(日本での滞在先)電話 ()		職業		生年月日 年 月 日		パスポート番号		同行家族 20歳以上 名 6歳以上20歳未満 名 6歳未満 名		※ 以下の質問について、該当する□に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」でチェックしてください。		1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ		① 麻薬、覚醒、爆発物等の日本への持込みが禁止又は制限されているもの (B面1. 及び2. を参照) <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>		② 金地金又は金銀品 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>		③ 免税範囲(面3. を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>		④ 商業貨物・商品サンプル <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>		⑤ 他人から預かったもの <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>		*上記のいずれかで「いいえ」を選択した方は、B面に入国情に持帶して持ち込むものを記入してください。		2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか? <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>		*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の持帶輸出・輸入申告書」を提出してください。		3. 別送品 入国情に持帶せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか? <input type="checkbox"/> はい () <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		*「はい」を選択した方は、入国情に持帶して持ち込むものをB面に記入したこの申告書を2枚、税關に提出して、税關の確認を受けてください。(入国情後6か月以内に輸入するものに限る。) 確認を受けた申告書は、別送品を運搬する際に必要となります。		<p>【注意事項】 海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税關に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されることがあります。</p> <p>この申告書に記載したとおりである旨申告します。</p> <p>署名</p> <p>日本に入国情(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税關に提出していただく必要があります。</p>	
搭乗機(船)名	出発地																																											
入国日	年 月 日																																											
フリガナ																																												
氏名																																												
現住所(日本での滞在先)電話 ()																																												
職業																																												
生年月日 年 月 日																																												
パスポート番号																																												
同行家族 20歳以上 名 6歳以上20歳未満 名 6歳未満 名																																												
※ 以下の質問について、該当する□に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」でチェックしてください。																																												
1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ																																												
① 麻薬、覚醒、爆発物等の日本への持込みが禁止又は制限されているもの (B面1. 及び2. を参照) <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>																																												
② 金地金又は金銀品 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>																																												
③ 免税範囲(面3. を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>																																												
④ 商業貨物・商品サンプル <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>																																												
⑤ 他人から預かったもの <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>																																												
*上記のいずれかで「いいえ」を選択した方は、B面に入国情に持帶して持ち込むものを記入してください。																																												
2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか? <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>																																												
*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の持帶輸出・輸入申告書」を提出してください。																																												
3. 別送品 入国情に持帶せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか? <input type="checkbox"/> はい () <input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																												
*「はい」を選択した方は、入国情に持帶して持ち込むものをB面に記入したこの申告書を2枚、税關に提出して、税關の確認を受けてください。(入国情後6か月以内に輸入するものに限る。) 確認を受けた申告書は、別送品を運搬する際に必要となります。																																												
<p>【注意事項】 海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税關に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されることがあります。</p> <p>この申告書に記載したとおりである旨申告します。</p> <p>署名</p> <p>日本に入国情(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税關に提出していただく必要があります。</p>																																												

 (B面) ※ 入国情時に持帶して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。(A面の1. 及び3. すべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。) (注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。 | | | |--------|----------| | 酒類 | 本 *税關記入欄 | | 紙巻 | 本 | | たばこ | 本 | | 葉巻 | 本 | | その他 | ケラム | | 香水 | ガス | | その他の品名 | 数量 価格 | | *税關記入欄 | | | 円 | | **1. 日本への持込みが禁止されている主なもの** ① 麻薬、覚醒、爆発物等の日本への持込みが禁止又は制限されているもの (B面1. 及び2. を参照) ② 免税範囲(面3. を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品・金地金など ③ 商業貨物・商品サンプル ④ 他人から預かったもの *上記のいずれかで「いいえ」を選択した方は、B面に入国情に持帶して持ち込むものを記入してください。 **2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか?** *「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の持帶輸出・輸入申告書」を提出してください。 **3. 別送品 入国情に持帶せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?** はい () いいえ *「はい」を選択した方は、入国情に持帶して持ち込むものをB面に記入したこの申告書を2枚、税關に提出して、税關の確認を受けてください。(入国情後6か月以内に輸入するものに限る。) 税關の確認を受けた申告書は、別送品を運搬する際に必要となります。 **【注意事項】** 海外又は着陸時免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税關に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。 この申告書に記載したとおりである旨申告します。 署名 日本に入国情(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税關に提出していただく必要があります。 |